

令和7年度第3回一関市行財政改革推進審議会 会議録

- 1 会議名 令和7年度第3回一関市行財政改革推進審議会
- 2 開催日時 令和7年12月11日（木）午後1時30分から午後3時10分まで
- 3 開催場所 特別会議室（Webex会議システム使用）
- 4 出席者
 - (1) 委員 千葉敏紀委員（会長）、加藤有香合委員、熊谷雄紀委員、
首藤亜紀委員、鈴木純香委員、千田久美子委員、千葉真美子委員、
千葉朱里委員、吉田捺委員
※欠席者 河合純子委員、佐藤一則委員、佐藤和彦委員、菅原義則委員、野村勉委員、
橋本温子委員
 - (2) 事務局 菅原哲紀総務部長、吉田健総務部次長兼財政課長、
千葉健一財政課長補佐兼財政企画係長、千葉諒太財政課主任主事、
阿部佑哉財政課主事
- 5 議題
 - (1) 前回審議会における回答保留事項に対する回答について
 - (2) 第5次一関市行政改革大綱・集中改革プランについて
 - (3) 指定管理者制度導入施設における年度評価結果の公表について
- 6 公開、非公開の別 公開
- 7 傍聴者 なし
- 8 審議内容
 - (1) 前回審議会における回答保留事項について
資料に基づき事務局から説明を行った。以下、質疑応答等。
委員 学校体育施設の有料化については、他の自治体で行っているのか。そもそもこの項目が掲載されている理由が分からない。他の自治体でもやっているから検討することとなったと思うが、他の自治体で有料化ができていて、一関市ができない理由があるのか。
事務局 全国的に学校体育施設の有料化を検討している経過があることは担当課に確認をしている。様々な自治体で検討しているが、課題があり有料化には至っていない自治体が多いという状況のようである。
会長 おそらく、公共施設の均衡という視点での検討だったと思う。学校体育施設の利用者は無料で、スポーツ施設の利用者は有料となっており、その均衡を図ろうとした。

結論としては、資料のとおり学校体育施設の利用者は減免対象がほとんどのため次期プランには引き継がないということだが、施設の管理費用の削減については引き続き検討していくということなので、担当課との共有をお願いしたい。

(2) 第5次一関市行政改革大綱・集中改革プランについて

資料に基づき事務局から説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 開庁時間の見直しについて、説明の中で短縮の方向でとのことであったが、資料ではそういった内容が読み取れないので、短縮するという方向性や具体的な開庁時間を記載した方が職員のやる気に繋がるのではないか。

事務局 取組の内容としては短縮の方向性ではある。ただ、行革の中で考えたときに、職員の働き方改革という要素もあるが、窓口の開庁時間の短縮により、行政サービスの低下を招かないようにしなければならない。一方で、市ではデジタル化の推進に取り組んでおり、例えば市役所に来なくても済むとか、申請書を書かなくて済むという見直しにより、行政サービスが低下しないように併せて取り組んでいく。そのため、「見直しの方向性を見出す」という表現にしている。

委員 開庁時間の見直しに関連して、現在、毎週月曜日に窓口延長を実施しているが、その取扱いは今後どのようなようになるのか。

事務局 開庁時間の見直しについては、労働者として定められている職員の勤務時間と、窓口の開庁時間が共に午前8時30分から午後5時15分までだと、必然的に時間外勤務が発生してしまうため、開庁時間を短縮しようというのが全国的な流れである。毎週月曜日の窓口延長については業務としての取組なので、行政サービスを維持するため、今までどおり継続の方向で検討していく。

会長 関連して、12月22日の岩手日報の記事に花巻市の開庁時間の見直しについての記事が出ていたが、窓口の開庁時間が午前9時から午後4時30分までとされていた。窓口延長について検討し、住民サービスが低下しないようにするという点は同じ考え方だと思う。先ほどの説明では令和8年度からということだが、令和8年度というのは4月1日から翌年3月31日までである。一方で、花巻市は令和8年1月23日から開始と記憶している。令和8年度からの計画ということだが、比較的早い時期から実施するという想定はあるのか。

事務局 目標に書いてあるとおり、見直しの方向性を見出すということをして令和8年度に行いたいという意味である。令和8年度の4月1日から短縮するというわけではない。花巻市の場合、開庁時間は短縮しつつ窓口延長の日は残し、他の曜

日を短縮するというやり方をしているようなので、他の自治体の状況を見ながら工夫していければと考えている。

委員 1 ページの下から3つ目、市営バス路線の再編についてだが、第4次集中改革プランでは全地域が対象だった一方で、第5次集中改革プランでは大東地域に特化したと書かれている。平均乗車人数が0.5人未満という基準に該当する運行は、大東地域だけだったのか。もし大東地域だけが0.5人未満だったということであれば、大東地域に特化した内容になるのは理解できるが、他の地域との比較や、なぜ大東地域が特化対象となったのか、詳しい背景を教えてください。

事務局 第4次集中改革プランの取組で、2.0人未満と線を引いて5年間で市営バス路線の見直しを進めてきており、大東地域以外についてはデマンド型乗り合いタクシーを導入した。

残り的大東地域についてもデマンド型乗り合いタクシーの導入の検討が必要というのが根底にある。大東地域における見直しの基準について、第4次集中改革プランの部分では2.0人未満としていたが、大東地域で2.0人未満という基準を設定するとほとんどの路線が見直し対象になってしまうので、大東地域では0.5人未満という基準で検討が必要だという整理である。

委員 デマンド型乗り合いタクシーを導入していない地域という表現にはならないか。他の地域はデマンド型乗り合いタクシーを導入しているということがわかれば理解しやすい。

会長 私は2.0人未満を0.5人未満に変更している理由の説明が必要だと思う。

委員 開庁時間の見直しで、一般的に8時間労働を前提としている場合、私が勤務している園の開所時間は7時から19時であるが、職員は8時間勤務であるため、時間差出勤を行い対応している。この見直しも同様に、時間差出勤を導入することで、遅い時間帯を担当する職員は遅めに出勤することが可能であり、特定の担当者が常に遅い時間まで勤務するのではなく、ローテーションで対応することもできるはず。そのようにすれば、追加の人員を投入しなくても対応可能ではないかと思うが、その点についてどのように考えているのか。

事務局 市役所における勤務時間の取扱いについて、窓口対応の職員については勤務時間の割り振りを変更し、若干早めに出勤して7時間45分勤務とする運用を行っているところである。また、開庁時間への対応を目的としたものではないが、一部では時差出勤を実施して勤務時間の調整を行っている。ただし、市役所全体としては開庁時間そのものを見直したいという趣旨がある。そのため、早い

時間帯に対応できる職員を確保している部分はあるものの、市役所全体としては開庁時間の整理を優先して検討しているところである。

午前8時30分から窓口を開けるのであれば、午前8時から勤務する職員を配置すれば対応できるのではないかと、という趣旨の質問であることは理解しているが、近年は働き方改革の観点が重要となっており、通常の職員の勤務時間が午前8時30分開始であれば、早く出勤する職員を配置することがなくても対応できるものと考えている。

委員 その働き方改革というのはどのような意味か。花巻市は時間外勤務の縮減と謳っている。8時間働くのは当たり前だと思うが、働き方改革というのはどこにあるのか。

事務局 花巻市では、時間外勤務の縮減を掲げている。これは全職員を対象としたものではないが、開庁時間中は窓口対応に追われるため、企画業務や検討業務などをどうしても時間外に行わざるを得ない状況があり、その結果として時間外勤務の縮減を打ち出しているものと推察している。

こうした状況は、おそらく一関市においても同様であると考えている。働き方改革とは何かと問われると難しい部分もあるが、業務に忙殺されることなく、一定の質を確保しながら仕事ができる環境を整えることが重要であると考えている。

会長 職員の勤務時間に関する回答であったと思うが、資料1ページ、No.7電子申請の拡充の項目にもあるように、花巻市の記事によれば午前8時30分から午前9時までとか、午後4時30分から午後5時15分までの時間帯に、証明書の交付事務が相当の割合を占めているとのことである。これらの業務については、コンビニ交付などの代替手段で対応可能であり、行政サービスを一定程度維持できるという面も前面に出すことが、先ほどの働き方改革の観点からも重要であると考えている。また、効率化の観点では、過去のアウトソーシングの議論にもあるように、生み出された時間を有効活用するという考え方も示すと良いのではないかと。市民の方が限られた時間の中で休みを取って来庁することもある。土日は閉庁で窓口開庁時間も短縮となると、利用者側の事情も存在するので、検討に当たっては、「この時間帯は代替手段で対応可能であるため、このように見直す」という形で進める必要があると考えている。

委員 3ページの一番下、水道料金の収納率の向上の項目についてだが、第4次集中改革プランでは口座振替の促進が掲げられていた一方、第5次集中改革プランではその記載がなくなり、代わって文書催告というより強い措置が示されて

いる。これは目標値を達成したため口座振替の促進を終了し、今度は文書催告へ変更したということか。

事務局 第4次集中改革プランが始まった時点ではこのような目標を掲げて取り組んできたところであるが、その後は様々な納付手段が登場し、口座振替以外の方法を利用する納付者が増加していた状況があった。そのため、口座振替の利用率がなかなか伸びないという現状があったと聞いている。令和7年度の状況はまだ出ていないが、この利用率に届くかは難しいような話を受けている。

こうした経過を踏まえ、第5次集中改革プランでは口座振替の利用率の項目を外した経緯がある。ただし、目標としては収納率の向上を掲げており、その取組内容として文書催告等の対策を位置付けている。

会長 4ページのNo.11、第三セクターの事業成果等の検証の②がかなり踏み込んだ内容となっている。今までは①の部分だけだったが、②で資本金の増資・減資の状況など云々という内容となっているが、第4次集中改革プランの期間で何か動きがあったのか。

事務局 No.11の岩手県南技術研究センターについてであるが、項目名の並びを合わせたという説明を先ほど行ったところである。その視点から見ると、No.10の花泉観光開発株式会社と室根総合開発株式会社については、これまで経営の健全化に取り組んできており、今後も継続して取り組むという趣旨が示されている。岩手県南技術研究センターも同じ第三セクターであることを考えると、同様の視点を持つことが必要であると考えられる。そのため、この表記については、他の第三セクターと整合が取れるようにまとめたものである。

委員 No.10の花泉観光開発株式会社と室根総合開発株式会社についてであるが、旧町村時代に第三セクターとして設立され、そのまま一関市が引き継いできた経緯がある。市としては今後も第三セクターとして運営を続けていく考えなのか、それとも自分たちで何とかすべきと考えているのか、市として必要な施設なので、最終的には市が面倒を見るという考えを持っているのか、その点を伺いたい。花泉観光開発株式会社と室根総合開発株式会社については、経営状況などの説明がこれまでも示されてきたが、旧町村が進めてきた事業を引き継いだ一関市として、この施設や事業をどのように位置付け、どのように考えているのかを確認したい。

事務局 第三セクターの今後の在り様についての市の考えであるが、非常に大きなテーマだと思っている。現時点において、花泉観光開発株式会社と室根総合開発株式会社の第三セクターをどのようにしていこうとしているか、市としての具

体的な方針はまだ無いところであるので、引き続き、そのようなところも含めて内部で検討を進めていく必要があると思っている。

委員 そのような書き方のほうが良いと思う。運営に関わっているわけではないから、会社任せだといつまでもこの状態で、改善はしないのではないかと思う。

会長 ④の表現について検討をお願いします。

委員 以前、花泉観光開発株式会社が運営している花と泉の公園のベゴニア館が震災で使用不可となり、再利用しようという話になったとき、話合いの場に参加した。雨が降っても遊べる施設として使えれば、子どもたちにとっても良いのではないかということで、室内で砂遊びや魚釣りができるように遊具を設置した。利用者は大勢いるので、多少なりとも入場料を徴収した方がいいのではないかと市に話したら、国の補助を使っているからできないという趣旨の返事をいただいた。しかし、実際に使い続けていけばメンテナンスが必要になるので、そのための財源として50円ずつでも利用料を取り、それを修理費に充てるなど長く使えるような方法を取ったほうが良いのではないか。公共の施設とはいえ、第三セクターであり一種の会社でもあるのだから、入場料を徴収して運営に回してもよいのではないかと考える。また、実際にどれくらいの赤字なのか、どの程度補助が出ていて、どうなっているのかという数字が全く分からないので、そうした点を精査してもらいたい。

会長 キッズランドモーリーのことだったか。これを整備するための補助金なのか、元々の建物を整備する際の補助金か分かるか。

事務局 わからない。キッズランドモーリーになる前のベゴニア館もたしか有料施設だった。補助金の関係だけではないかもしれないので確認する。

会長 この(2)の10の部分については様々な意見が出ているので、表現などを担当課と調整して、どういうものになるか検討すること。

委員 6ページの上から2つ目の業務執行体制の見直しのところに、効率的な事務執行体制を構築すると書いてある。指定管理団体の監査の際に、監査用の決算書を別途作成することになっている。しかし、せっかく決算書が既にできているのに、監査用にもう一度作り直さなければならないというのは効率的ではない。今までどおりの決算書を提出し、それを精査してもらおうという方法では駄目なのか。

会長 この項目は市の業務の中の部分なので、今の内容は次の指定管理に関する協議に引き継ぐということによろしいか。

委員 承知した。

委員 今の話を聞いて、担当課によって指導の仕方が違うのだろうと思った。一関市スポーツ協会の場合は、しっかり未払金として計上しているので特に問題はない。指定管理の方は業務報告書という形で市に出さなければならないことになっているが、おそらくその様式はみんな同じだと思う。担当課からしっかりと指導していただければと思う。

会長 今の意見については、児童クラブを所管する児童保育課からそのような指示があったのかと思う。担当課ごとにやり方が違うということがないように調整してもらおうようお願いする。

(3) 指定管理者制度導入施設における年度評価結果の公表について

資料に基づき事務局から説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 指定管理施設が多い一関市スポーツ協会の分で、一関市総合体育館の③から⑭までの評価がAAと書いているが、一関市総合体育館以降に記載されている施設は同じ指定管理者なので、同じ評価という意味で横棒になっている。

No.10の萩荘サッカー場、No.21の花泉テニスコート、No.25の大東グラウンドなど、無人施設の数値目標がAAになってしまうが良いのか。時間がない中で数値目標を設定し、令和5年度と比較した数値を目標にした結果、評価がAAになってしまうので、どのようなやり方がいいのかと思っている。おそらく、システム上の設計が悪いのもあると思うが、数値目標の設定は難しい。試行期間を1年間程度しか取らず、すぐ本施行になったので、もう少し検討する時間が欲しかったのではないかと思う。何か良い数値目標がないかと思ったが担当課と相談してもなかなか進まない状況なので、この数値目標の考え方を改めないと駄目かと思っている。これでよしとせず、いろいろ試行錯誤でやっていく必要があると感じた。

事務局 お話があったとおり、数値目標の部分で思いつくのが利用者数や利用者からアンケートをとるというようなところである。利用者数に限って言えば、過去何年間の利用者数の平均利用者数を設定しているところもある。数値目標は①と②の二つの列があるが、施設によっては一つだけ設定しているところがある。今回は新たな評価制度の導入初年度ということもあり、内部の会議の中でも様々な意見があった。数値目標のほか、初めに話があったように高い評価がついてしまうということもあるため、内部で協議をしながら、来年度の目標設定までには皆様にお話できればと思っている。

会長 来年度の目標設定とのことだが、今年度の目標には反映されないのか。

委員 これは令和6年度の目標に対する結果について評価を出した。その後に令和7年度の目標を設定するようというので、今は令和6年度と同じ目標にしているが、同じような目標にしかならないと感じている。

会長 評価までには何か出さないといけないのではないか。

委員 非常に難しい。数値目標のうち1つは、何人利用したかという数字になっているが、もう1つの数値目標は利用した方がどうだったかというアンケートを取っている。ある施設では、利用満足度のアンケートで「普通以上」と回答した人が年間で10件しかないし、その他の施設全部合わせても100件にも満たない数なので、分母が小さいためぶれてしまう。アンケートの他に数値目標として設定できるものが無いのかという気持ちはあり、アンケートも利用者に強引に書いてもらえればいいのかもわからないが、そういう訳にもいかないという現場の悩みはある。

会長 令和8年度から示すと令和7年度の年度評価も同じ結果になるので、この辺りは検討してもらいたい。

委員 この年度評価はどのような形で公表するのか。

事務局 この資料のとおり公表しようと思っている。資料Cの2ページ目の評価基準を含めた3ページ目以降をそのまま載せることを想定している。

委員 3ページの表の見方だが、数値目標①と数値目標②の違いは何か。

委員 数値目標①は利用者数、数値目標②は利用者アンケートで普通以上と回答した人の割合としている。

事務局 一関市スポーツ協会が指定管理を行っている施設はそのような目標を掲げているが、基本的には決まりはなく、その指定管理施設を指定管理者と市でどういう姿を目指すか、そのためにはどのような目標を掲げていくかということ踏まえ、数値に表せるものを設定している。多くは利用者数やアンケート結果を踏まえた目標設定だが、これに限らない施設も中にはある。統一はしていない。

会長 年度評価がCとなっている3施設について、No.66は数値目標の評価にCがあるから年度評価がCで、No.78はBが過半数なので年度評価がCだと思うが、No.180の施設については事業計画、職員配置、効率的な運営がCであることから年度評価がCとなっている。令和7年度は改善に向けた取組を何かしているのか教えてほしい。

事務局 No.180の施設がC評価の理由は、経費の面で職員の不適切な経理があったというのが一つ。それから、国の基準によって職員を配置する必要があるが、基

準を満たす配置をしていなかったということがあり、このような評価になった。
現在は、職員の適正な配置、適正な経理に向け、市の指導を行いながら運営しているところである。

会 長 令和6年度の指定管理上の評価はこのようになったが、利用者の方に迷惑がかかるなどの影響はなかったという理解でよろしいか。

事務局 影響はなかった。

9 担 当 課 総務部財政課